

**「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた
体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票①**

提出日：令和3年 月 日

研究機関の名称				
所在地		〒		
担当者 連絡先 1	課・係等名		氏名	
	電話番号		FAX	
	E-mail			
担当者 連絡先 2	課・係等名		氏名	
	電話番号		FAX	
	E-mail			

※1 調査内容に係る取組において、先進的・特徴的と思われる取組については、朱書きにより記入してください。

※2 部局等における取組（研究室単位等での取組も含む）の記入にあたっては、部局等における全ての取組を記入する必要はありませんが、一つの部局等における取組に限っているわけではありませんので、先進的・特徴的な取組を実施していると思われる全ての取組内容を記入してください。

1. 研究不正防止や研究不正事案の調査等に係る体制及び規程等の整備状況

※別添1-2「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②」に記載してください。

2. 研究倫理意識の醸成

1	ガイドラインを踏まえて、研究倫理教育をどのような体制で実施していますか。
2-1	研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくために、機関全体でどのような実施計画（年度計画等）を策定していますか。また、機関全体の実施計画（年度計画等）に基づく、責任や役割の分担について記入してください。
2-2	研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくために、部局等でどのような実施計画（年度計画等）を策定していますか。部局等における実施計画（年度計画等）に基づく、責任や役割の分担（教授会・各種委員会等）について記入してください。（複数の部局等がある場合には、文系・理工系・生命科学系・その他、学部・研究科・研究所等から代表的なものを複数記載してください。）
①	（文系）研究科・学部
②	（生命科学系）研究科・学部
③	（理工系）研究科・学部
④	（その他）研究所
2-3	研究機関において研究倫理教育の履修管理をどのように行っていますか。研究倫理教育の内容の理解度をどのように測定・把握していますか。また、理解度の活用など、研究倫理教育の充実・改善を図るため、どのような取組を行っていますか。不正防止関係会議・教育関係学内委員会・教授会等における研究倫理教育に関する審議状況についても記載してください。
3	研究者及び研究支援人材について、機関全体として実施している研究倫理教育についてご説明ください。また、実施にあたって工夫していることを記載してください。（枝番でできるだけ具体的に事例を紹介してください。）
	趣旨・目的、主催者、実施概要等
3-1	学修内容（研究不正防止、研究者倫理、各種規程（学内外）、研究費制度など）
3-2	教材（e-learning教材、独自教材、教科書・資料集など）
3-3	実施頻度（回数、定期的開催、不定期開催、独立実施、教授会等学内会議同時実施など）
3-4	実施形式（個人学修、講義形式（オリエンテーション、講義）、討論形式（ワークショップ）など）
3-5	その他（外国語対応、共同研究者対応など）
4	学生及び大学院生について、学部・研究科等として実施している研究倫理教育についてご説明ください。また、実施にあたって工夫していることを記載してください。（枝番でできるだけ具体的に事例を紹介してください。）（複数の部局等がある場合には、文系・生命科学系・理工系・その他、学部・研究科・研究所等から代表的なものを複数記載してください。）【4は貴機関に学生及び大学院生が在籍する場合に記載してください】※留

学生への対応についても記載してください
趣旨・目的、主催者、実施概要
4-1 学修内容（論文の作成方法、研究の進め方、研究者倫理、各種規程(学内外)、研究費制度など）
※全学的にレポート作成・引用の作法を教育する場合には、その時期と内容について合わせて記載してください
①（文系）研究科・学部
②（生命科学系）研究科・学部
③（理工系）研究科・学部
④（その他）研究所
4-2 教材等（e-learning教材、独自教材、教科書・資料集、外部講師、学内教員など）
4-3 実施頻度（オリエンテーション、授業（必修科目・選択科目）、夏季セミナーなど）
4-4 実施形式（個人学修、講義形式（オリエンテーション、講義）、討論形式（ワークショップ））
4-5 その他（教育カリキュラムとの関係、教育における研究倫理教育の位置付け等、）
5 研究倫理意識を醸成していくために、今後どのような取組を行っていくことを考えていますか。（研究者倫理、技術者倫理、生命倫理、法令順守、分野の特性への配慮など、狭義の研究活動上の不正行為の防止にとどまらない研究倫理教育への取組についても記載してください。）

3. 一定期間の研究データの保存及び開示

1 保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法について、どのように規定しどのように取扱っていますか。日本学術会議や関連学会等の動向をふまえた取組状況についても記載してください。また、分野による取組の違い等についても記載してください。 (実験の生データ、実験・観察ノート、試料、試薬、プログラム、装置、模型、試作品などの取扱) (電子データ、紙媒体資料等の取扱)
2 保存対象の研究データと廃棄する研究データは、だれ(機関全体、部局等、研究室、研究者)がどのような考え方で区分していますか。
3 転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存について、だれ(機関全体、部局等、研究室、研究者)がどのような対応を行っていますか。また、特に、研究室主宰者が転出又は退職する場合は、どのような対応を行っていますか。
4 ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存等に関して、管理コストや費用負担をどのように機関内において整理・分担していますか。

5 ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存に関して、研究データの帰属先に関するルールを定めていますか。ルールを定めている場合には、研究データの帰属先は、どのようになっていますか。(研究機関、部局等、研究室、研究者個人、規程による等)

4. その他研究公正の推進に向けた取組

1 研究公正の推進に関して、上記以外にどのような取組を行っていますか。機関全体としての取組と部局等・研究室における取組のそれぞれについて、記入してください。
例えば、 <機関全体としての取組>

5. その他の課題等

1 ガイドラインに基づく取組を実施するにあたり、課題等がありましたら、記入して下さい。ガイドラインにたいする要望等についても記載してください
2 公正な研究活動の推進について、国、資金配分機関等に対して、要望等があれば記載してください。

6. フォローアップ (※以下の質問は研究活動に関する不正行為が認定された事案がある場合のみ回答)

1 2015年度以降で研究活動に関する不正行為(捏造・改ざん・盗用)の調査を行い、不正行為が認定された事案がある場合に、発生要因と再発防止策を記載してください。(複数ある場合は、認定された年度ごとに記載してください。
例： 認定年度、不正行為の種別：〇〇年度、盗用 発生要因：▲△、……。 再発防止策：▲△、…。
2 再発防止策についての取組状況を記載してください。

機関名	
-----	--

○調査項目について

調査項目は、ガイドラインの第2節及び第3節について、機関の取組状況等を把握するために主要な事項を抽出したものです。

○「規程等の整備に関すること」について

3部構成となっており、設問101から設問331まであります。項目を確認し、機関の状況に該当する数字（「①」又は「②」）をチェックボックスに記入してください。

「①」を選択した場合は、「根拠等記入欄」に、当該設問に対応する規程等の名称及び条数を必ず記入してください。規程等でない場合は、例えば、そのことを定めた会議の名称や決議した年月日などを記入してください。また、窓口の不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の機関内及び機関外への周知（設問305）については、窓口のURL等を記入してください。

「②」を選択した場合は、「根拠等記入欄」に、ガイドラインを踏まえた取組がなされていない理由を記入してください。

【調査項目 規程等の整備に関すること】

第1部 研究者等に対する研究倫理教育について

101 研究倫理教育責任者を設置していますか。

(回答) (選択肢)
①：整備している
②：整備していない

(根拠等記入欄)

--

102 貴機関に配置している研究倫理教育責任者の人数を教えてください。(同一の者が複数の部局の研究倫理教育責任者となっている場合は、重複計上せず実際の人数をカウントしてください。)

(回答)

103 貴機関に配置している研究倫理教育の企画・改善などの審議等を行う常設の委員会を設置していますか

(回答) (選択肢)
①：設置している
②：設置していない

①の場合には、役割と活動状況について記載をお願いします

--

104 貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、研究倫理教育の受講を義務付けていますか。

(回答) (選択肢)
 ①：義務付けている
②：義務付けていない

(根拠等記入欄)

105 貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、貴機関が定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

第2部 研究データの保存・開示について

202 研究データの保存を義務付けることを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

203 研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

第3部 研究活動における不正行為の告発・調査について

302 不正行為の定義に関して、「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」の言葉に加えて、ガイドラインで示されるように各々の不正行為の内容を規定していますか。

- (回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

303 不正行為の定義に関して、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる」ものであることを規程していますか。

- (回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

305 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や認定方法等に関する規程(コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。)を整備していますか。

- (回答) (選択肢)
①：整備している
②：整備していない

(根拠等記入欄)

306 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置していますか。

- (回答) (選択肢)
①：設置している
②：設置していない

(根拠等記入欄)

307 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

308 告発を受け付ける基準(不正行為の態様、事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていること等)を規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

309 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、例えば理事、副学長など、適切な地位にある者をその責任者として規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

310 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

311	相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することを規程で定めていますか。
-----	---

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

312	告発をした又は告発をされたことを理由に、告発者・被告発者に対して不利益な取扱をしてはならないことを規程等で定めていますか。
-----	---

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

313	告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

314	予備調査を行う場合は、告発内容の合理性、調査可能性について行うことを規程等で定めていますか。
-----	--

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

315 本調査を行うことを決定した場合は、その事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めているか。

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

316 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

317 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

318 全ての調査委員会の委員は、告発者及び被告発者(調査対象者)と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

319 本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者(調査対象者)は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができると規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

320 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめる(認定する)までの期間の目安を規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

321 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者(調査対象者)の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行うことを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

322 本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定されることを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①: 定めている
②: 定めていない

(根拠等記入欄)

323 本調査の結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

324 不正行為を行ったと認定された被告発者(調査対象者)は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができることを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

325 不服申立ての審査・再調査は調査委員会(317と同じ調査委員会)が行うことを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

326 不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

327 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

328 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

329 不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

330 公表する調査結果の内容(項目等)を規程等で定めていますか。

(回答) (選択肢)
 ①：定めている
②：定めていない

(根拠等記入欄)

331	不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知(ホームページへの公表等)していますか。
-----	---

(回答)

(選択肢)

- ① : 周知している
- ② : 周知していない

(根拠等記入欄)

**「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた
体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票③**

提出日：令和3年 月 日

○ 趣旨

文部科学省では「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（26年8月26日 文部科学大臣決定）」を策定して、研究機関に規程や研究倫理教育の体制整備を求めて、状況把握を行ってまいりました。その際、研究機関で行われている特徴的な取組については、他の研究機関での参考となると考えられるため、報告書を取りまとめ公表してきたところです。

研究機関での体制整備がかなり進んでおります。更に実効性を向上させるために、研究公正を遵守し、学生等へ教育・指導する研究者の方々の状況を把握することが重要であると考えております。

つきましては、以下の事前調査票にご記入いただき、実態調査当日に調査票を元に意見交換をさせていただければと存じます。

○ 調査項目 ※調査項目 全体で2頁程度。

研究機関、部署名：

氏名、職位：

専門分野：

研究概要：

構成員：

教授相当	准教授相当	助教相当	講師相当	ポスドク	計
学部	修士	博士	その他	事務	計

1 公正な研究を行うためのルール
2 若手研究者（助教・講師・ポスドク）や外国人に対する研究指導内容
3 院生・学部生への研究指導内容
4 研究データ等のまとめ方及び教員の確認方法
5 研究成果発表に向けた確認体制（学位論文含む）
6 その他

※ 当日の意見交換で使用する資料等がありましたら、事前調査票と合わせてご提出いただければと存じます。

記入要領

○ **調査項目** ※調査項目 全体で2頁程度。

研究機関、部署名：

氏名、職位：

専門分野：

研究概要：

構成員：

教授相当	准教授相当	助教相当	講師相当	ポスドク	計
学部	修士	博士	その他	事務	計

※ 教授相当：部門長、准教授：グループ長など、妥当と思われる職位にカウントしてください。なお、当てはまる職位が無い場合は、その他に記載してください。

1 公正な研究を行うためのルール
2 若手研究者（助教・講師・ポスドク）や外国人に対する研究指導内容
3 院生・学部生への研究指導内容
4 院生・学部生の研究データ等のまとめ方及び確認方法
5 研究成果発表に向けた確認体制（学位論文含む）
6 その他

※ 当日の意見交換で使用する資料等がありましたら、事前調査票と合わせてご提出いただければと存じます。